

# 我孫子市リサイクルセンター整備運営事業 実施方針

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）第 5 条第 3 項の規定に準じて、我孫子市リサイクルセンター整備運営事業（以下「本事業」という。）の実施方針を公表する。

令和 8 年 5 月 26 日

我孫子市長 星 野 順 一 郎

## 我孫子市リサイクルセンター整備運営事業 実施方針

我孫子市（以下「本市」という。）では、民間事業者の有する経営能力及び技術的能力を活用し、効率的かつ効果的な事業実施を図るため、本事業を P F I 法の手続に準じて実施する。

ここに、P F I 法第 5 条第 1 項の規定に準じて、特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たっての本事業の実施に関する市の方針（以下「実施方針」という。）を定め、公表するものである。

## 目 次

用語の定義	1
第1章 特定事業の選定に関する事項	3
1 事業内容	3
2 特定事業の選定	5
3 民間事業者が実施する業務の範囲	5
4 本市が実施する業務の範囲	6
第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項	8
1 民間事業者の募集及び選定方法	8
2 民間事業者の募集及び選定スケジュール	8
3 入札参加者の入札参加資格審査	9
4 審査手順	13
5 落札者決定後の手続	14
6 著作権	14
7 費用負担	15
第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	16
1 想定されるサービスの水準及び仕様	16
2 想定されるリスク及び分担	16
3 本市による事業の実施状況の監視	16
第4章 その他特定事業の実施に関し必要な事項	18
1 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	18
2 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	18
3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	18
4 その他の支援に関する事項	18
5 議会の議決	18
6 問合せ先	18
参考資料	19

添付資料1 事業用地

添付資料2 事業スキーム

## 用語の定義

本実施方針で用いる用語を次のとおり定義する。

本施設	リサイクルセンター（リサイクル処理棟、ストックヤード）及びその他本事業において建設、運営される一切の施設・設備の総称をいう。
処理対象物	本市が本施設に搬入する不燃ごみ、粗大ごみ、資源（プラスチック、ペットボトル、空きびん類、空き缶類、金属類、廃食用油、剪定枝木、乾電池・蛍光管、小型二次電池、古紙類、古繊維類、その他）をいう。
クリーンセンター	令和5年3月31日に竣工した本市のエネルギー回収型一般廃棄物処理施設（焼却施設）をいう。
DBO方式	公共が資金調達し、Design（設計）Build（施工）Operate（運営）を一括して民間に委託する方式をいう。
民間事業者	本市と特定事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
特別目的会社	本事業の運營業務を実施するため、民間事業者が会社法（平成17年法律第86号）で規定する株式会社で、民間事業者が本市内に設立する会社をいう。
建設工事請負事業者	民間事業者のうち、本施設の設計・施工業務を担当する企業又は共同企業体をいう。
運營業業者	本施設の運營業務を行う特別目的会社、代表企業単独又は共同企業体をいう。
基本協定	入札参加者が落札者として決定されたことを確認し特定事業契約の締結に向けて、本市及び当該入札参加者の双方の協力について定める本市と落札者との間で締結する協定をいう。
基本契約	民間事業者に設計・施工業務及び運營業務を一括で委託し又は請け負わせる際に、本事業に係る基本的な事項を定めるために民間事業者と締結する契約をいう。
建設工事請負契約	基本契約に基づき建設工事請負事業者と締結する本事業に係る建設工事請負契約をいう。
運營業務委託契約	基本契約に基づき運營業業者と締結する本事業に係る運營業務委託契約をいう。
特定事業契約	基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の総称をいう。
入札参加表明者	本事業の公募に参加を希望するため、入札参加表明書及び入札参加資格審査申請書類を提出する企業又は複数の企業をいう。
入札参加者	入札参加表明者のうち、入札参加資格審査を通過した者をいう。
構成企業	入札参加者を構成する企業をいう。
代表企業	単独の企業で参加する場合には当該企業を指し、複数の企業で参加する場合には、入札手続きにおいて代表を務めるものをいう。

構成員	本事業の公募に複数の企業で参加し特別目的会社を設立する場合において、入札参加者を構成する企業のうち、事業開始後、設計・施工業務、運營業務の一部を請負若しくは受託することを予定しており、かつ、特別目的会社に出資するそれぞれの企業をいう。
協力企業	本事業の公募に複数の企業で参加し特別目的会社を設立する場合において、構成員以外の者で事業開始後、設計・施工業務、運營業務の一部を請負若しくは受託することを予定している企業をいう。
残存企業	入札参加者のうち、入札参加資格を喪失した企業がいた場合、入札参加資格を喪失しなかった企業をいう。
選定委員会	本事業の実施に際して必要となる事項の検討及び提案審査を行う目的で、本市が設置する学識経験者等で構成される「我孫子市リサイクルセンター整備運營業者選定委員会」をいう。
募集要項	本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者決定基準書及びこれらに係る質問回答等の資料であり、本事業に関する要求水準、契約条件及び民間事業者の選定基準等の基本条件を示す資料をいう。
要求水準書等	本事業の入札説明書、要求水準書及び質問回答書をいう。
プラント	本施設のうち、処理対象物の処理に必要な全ての機械設備、電気設備及び計装制御設備等をいう。
建築物	本施設のうち、プラントを除く施設をいう。
資源物	本施設で処理（又は保管）後搬出され、民間等施設で再生材として活用されるもの
処理不適物	本施設で処理できない危険物、処理困難物、可燃ごみ等をいう。
最終処分対象物	本施設で処理（又は保管）後搬出され、最終処分場において埋立処分されるものをいう。
資源物等引取業者	本市が委託契約又は売払い契約を締結し、本施設から搬出される資源物、最終処分対象物等を引き取る事業者という。

## 第1章 特定事業の選定に関する事項

### 1 事業内容

#### 1.1 事業名

我孫子市リサイクルセンター整備運営事業

#### 1.2 対象となる公共施設等の種類

廃棄物処理施設

#### 1.3 公共施設等の管理者

我孫子市長 星野 順一郎

#### 1.4 事業目的

我孫子市リサイクルセンター整備運営事業は、本市における将来の安定的、かつ、安全なごみ処理体制の確立と我孫子市リサイクルセンター整備詳細計画で掲げた「リサイクルセンター整備に係る基本方針」を具現化し、循環型社会を構築するための資源化施設として整備し、適切な運営を行うことを目的とする。

#### 1.5 事業概要

本事業は、DBO方式により実施する。本事業の設計・施工業務は、代表企業単独又は民間事業者が設立する共同企業体が行うものとする。

また、本事業の運営業務は、民間事業者が設立する特別目的会社、代表企業単独又は民間事業者が設立する共同企業体が行うものとする。

なお、民間事業者は 35 年間以上の施設使用を前提として設計・施工及び運営を行うこととする。

本施設の設計・施工業務については、循環型社会形成推進交付金（交付率 1/3）の対象事業として実施する予定である。

##### 1) 施設の立地条件

###### (1) 事業用地

我孫子市中<sup>なかびょう</sup>峠 2264 番地及び 2274 番地（添付資料 1 事業用地）

###### (2) 事業用地面積

約 3.03ha（うち事業予定地約 1.42ha）

###### (3) 土地利用規制

都市施設 : ごみ焼却場（昭和 46 年 10 月 1 日市告示第 42 号）

都市計画区域 : 市街化調整区域

用途地域 : 指定なし

防火地域 : 指定なし

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 22 条地域に該当

高度地区 : 指定なし

風致地区 : 該当なし  
建ぺい率 : 60%以下  
容積率 : 200%以下

#### (4) その他

敷地の一部が河川法（昭和 39 年法律第 167 号）で規定する河川保全区域に該当する。また、建設予定地はあびこハザードマップにおいて浸水深 5～10m、我孫子市雨水出水浸水想定区域図において浸水深 3～5mとなっている。そのほか、事業用地の周辺道路、敷地状況、地質概要、周辺概要等については、募集要項に示すこととする。

#### 2) 施設概要

マテリアルリサイクル推進施設（リサイクルセンター）

処理対象物を受入れ、破碎や選別等を行う資源化施設

#### 3) 施設規模及び処理方式

不燃ごみ・粗大ごみ処理系列	7.1t/日（破碎・選別・保管）
プラスチック処理系列	10.1t/日（選別・圧縮梱包・保管）
ペットボトル処理系列	2.1t/日（選別・圧縮梱包・保管）
びん処理系列	4.5t/日（選別・保管）
缶処理系列	1.7t/日（選別・圧縮・保管）

資源物保管ストックヤード（保管）

※ストックヤードの保管品目は、金属類、廃食用油、乾電池、蛍光管、小型二次電池（製品含む）、古紙類、古繊維類、家庭用小型家電製品・家電製品、剪定枝木、不燃有価物、不法投棄回収物、動物死体

#### 4) 供用開始

令和 13（2031）年 3 月 1 日予定

#### 5) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

建設期間：契約締結（令和 9（2027）年 6 月末予定）から令和 13（2031）年 2 月 28 日（予定）まで

運営期間：令和 13（2031）年 3 月 1 日（予定）から令和 33（2051）年 2 月 28 日（予定）までの 20 年間

なお、建設期間を短縮した場合、運営期間は本施設の正式引渡しの翌日から 20 年間とする。

### 1.6 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業の実施に当たって、適用される関係法令等を遵守しなければならない。

## 2 特定事業の選定

以下の考え方及び手順に従い、P F I 法の手続に準じて本事業を特定事業として選定する。

### 2.1 選定の考え方

次の2点を満たす場合、本事業を特定事業として選定する。

- 1) 民間事業者を支払う施設整備費及び運営費を含め、事業期間全体における本市の費用の総額について定量的評価（事業期間における公共財政負担の評価）を行い、本市が自ら実施する場合と比較して公共財政負担の削減が見込めること。
- 2) 事業期間全体における事業責任分担及び公共サービスの水準について定性的評価を行い、本市が自ら実施する場合と比較して公共のリスクの低減及び公共サービス等水準の維持若しくは向上が見込めること。

### 2.2 選定手順

次の手順により客観的評価を行う。

- 1) 定量的評価の実施
  - ・事業期間全体における本市の費用の総額（施設整備費、運営費等）の評価
- 2) 定性的評価の実施
  - ・民間事業者に移転されるリスクの評価
  - ・公共サービス等水準の評価
- 3) 1)、2) の評価に基づき本事業を特定事業として選定する。
- 4) 評価の結果を公表する。

## 3 民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は次のとおりとし、詳細は今後公表する募集要項に示す。

なお、民間事業者は事業期間を通して循環型社会形成推進交付金の申請及び許認可申請、環境影響評価に係る環境保全措置及び事後調査、行政手続、本事業のモニタリング等、本市が実施する業務に対して協力する。

### 3.1 設計・施工業務

- 1) 建設工事請負事業者は、本市と締結する建設工事請負契約に基づき、本施設の設計・施工業務を行う。また、本事業に必要な事前の調査、許認可の取得等の支援を行う。
- 2) 施工については、要求水準書に示すプラント工事及び土木建築工事並びにその他本事業の実施に必要な工事を行う。
- 3) 本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及び手続関連業務、その他の関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行う。

### 3.2 運営業務

- 1) 運営事業者は、本市と締結する運営業務委託契約に基づき、本施設の運営業務として処理対象物を受入れ、処理対象物の適正処理を行う。なお、運転業務は、本施設の運転管理業務、維持管理業務、情報管理業務、環境管理業務、防災管理業務、

保安・清掃・住民等対応業務、見学者対応支援及び関連業務をいう。

- 2) 運営事業者は、可燃残渣、不燃残渣、資源物の保管を行う。可燃残渣はクリーンセンターまで運搬を行う。不燃残渣及び資源物は、本市が指定する引取業者に引き渡す。
- 3) 運営事業者は、原則、クリーンセンターから電気を受電し、本施設の使用電力に充てる。

### 3.3 民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は、次のとおりとする。

#### 1) 本施設の設計・施工に係る対価

本市は本施設の設計・施工業務に係る対価について、施設整備費として建設工事請負事業者に出来高に応じて、本市の予算の範囲で支払うものとする。

#### 2) 本施設の運営に係る対価

本市は、本施設の運営業務に係る対価について、固定料金と変動料金（処理対象物の処理量等に応じて変動）の構成で運営費として運営期間にわたって運営事業者を支払う。

なお、運営費は物価変動等に基づき、本市と運営事業者が協議の上、年1回を限度に改定することができるものとする。

### 3.4 業務終了時の引継業務

本市は、事業期間終了後も本施設を継続して利用する予定であり、建設工事請負事業者及び運営事業者は35年間以上の本施設の利用が可能となるよう設計・施工並びに運営を行わなければならない。

本市は、事業期間終了前に終了後の本施設の運営方法について検討し、建設工事請負事業者及び運営事業者は、本市の検討に際して以下の事項に関して協力又は実施するものとする。

- 1) 所有する図面・資料の開示
- 2) 本事業終了後、本施設の運営を行う者（候補者を含む。）による本施設及び運転状況の視察対応
- 3) 運営業務全般に係る指導
- 4) 運営期間中の財務諸表及び以下の項目に関する費用明細等の提出
  - ・人件費
  - ・運転経費
  - ・維持管理費
  - ・調達費
  - ・その他
- 5) 本施設の精密機能検査

## 4 本市が実施する業務の範囲

本市が実施する主な業務は、次のとおりとする。

#### 4.1 用地の準備

本事業を実施するための用地は本市において確保し、令和10（2028）年1月末までに、用地の既存構造物解体撤去・土壌汚染対策工事・移設工事等を実施する。

#### 4.2 処理対象物の搬入

本市は、分別に関する指導等の啓発活動を行い、本施設へ処理対象物の搬入を行う。

#### 4.3 本事業のモニタリング

本市は、設計・施工業務において設計内容の承諾及び工事の監理並びに監督を行う。また、運營業務において、本事業の実施状況の監視を行う。

#### 4.4 資源回収物、残渣等処分業務

本市は、本施設で選別・回収・保管された資源回収物、残渣等の搬出、処分、資源化等を行う。

#### 4.5 施設見学者への対応

本市は、施設見学者に対して対応窓口を担当するとともに、運營業業者と連携して適切な対応を行う。

#### 4.6 施設整備費及び運営費の支払い

本市は、我孫子市財務規則（昭和62年規則第9号）等に基づき施設整備費を建設工事請負事業者へ、運営費を運営期間にわたって運營業業者に支払う。

#### 4.7 その他

本市は、本施設の設計・施工に係る循環型社会形成推進交付金の申請を含む行政手続等の対応及び周辺住民への対応を行う。

## 第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 民間事業者の募集及び選定方法

本事業への参加を表明する民間事業者を広く公募する。選定は、公平性・透明性を確保するため、総合評価方式による制限付き一般競争入札により実施する。

なお、具体的な募集方法及び応募条件等については、募集要項において示す。

### 2 民間事業者の募集及び選定スケジュール

民間事業者の募集及び選定等は、以下のスケジュールで行う予定である。

スケジュール (予定)	内 容
令和7年10月	実施方針(案)及び要求水準書(案)の公表
令和7年10月	実施方針(案)及び要求水準書(案)に関する質問・意見の受付締切
令和7年11月	実施方針(案)及び要求水準書(案)に関する質問・意見への回答公表
令和8年5月下旬	実施方針の公表
令和8年7月上旬	特定事業の評価・選定結果公表
令和8年7月中旬	入札公告及び募集要項公表・配布
令和8年7月下旬	入札参加資格審査に関する質問締切
令和8年8月上旬	入札参加資格審査に関する質問への回答公表
令和8年8月下旬	入札参加資格審査申請書類の受付締切
令和8年9月中旬	入札参加資格審査結果の通知
令和8年10月上旬	募集要項に関する質問締切
令和8年10月下旬	募集要項に関する質問への回答公表
令和8年11月中旬	概要ヒアリングの実施
令和9年1月下旬	事業提案書の受付締切
令和9年3月下旬	事業提案書の審査
令和9年3月下旬	落札者の決定及び公表
令和9年3月下旬	基本協定の締結
令和9年5月下旬	特定事業契約の仮契約の締結
令和9年6月下旬	特定事業契約の締結

#### 2.1 特定事業の選定結果の公表等

本市は、実施方針(案)に関する民間事業者等からの意見を踏まえた実施方針により、特定事業の選定結果を公表する。

#### 2.2 入札公告

本市は、実施方針(案)に関する民間事業者等からの意見を踏まえた実施方針により、本市のホームページにおいて募集要項を公表する。

#### 2.3 募集要項に関する質問の受付及び回答の公表

募集要項に記載されている内容について質問を受け付ける。その質問に関する回答は、入札参加資格審査通過者の特殊な技術、ノウハウ等に係る参加資格通過者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、本市のホームページにおい

て公表する。

## 2.4 入札参加表明書及び入札参加資格審査申請書の受付、入札参加資格審査結果の通知

本事業の入札参加表明者に入札参加表明書及び入札参加資格審査申請書類の提出を求める。

なお、入札参加表明書及び入札参加資格審査申請書類の提出方法、時期等の詳細については、募集要項において示す。また、入札参加資格審査結果は、速やかに入札参加表明者に通知する。

## 2.5 概要ヒアリングの実施

入札参加者に対し、事業提案書の受付に先立ち提案内容に関する意見交換の場を設ける。実施方法の詳細については、募集要項において示す。

## 2.6 事業提案書（入札書）の受付

入札参加者に対し、募集要項に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した事業提案書の提出を求める。

なお、事業提案書の提出方法、時期及び提案に必要な書類等の詳細については、募集要項において示す。

## 2.7 落札者の決定及び公表

選定委員会において事業提案書の内容を総合的に評価する。本市は選定委員会の審査結果を踏まえて落札者を決定し、公表する。

## 3 入札参加者の入札参加資格審査

入札参加者は、以下の入札資格要件を全て満たさなければならない。本市は、入札参加表明者が入札参加者としての資格を有することの確認を行うために入札参加資格審査を実施する。

### 3.1 入札参加者の構成等

- 1) 代表企業は入札参加者のうちプラントの設計・施工業務を主に行う者とする。
- 2) 特別目的会社を設立する場合は、代表企業の出資割合が出資者中で最大（出資割合 50%超）となること。
- 3) 特別目的会社を設立しない場合は、代表企業が単独で運営業務を行うこと又は代表企業が代表者となる共同企業体を設立すること。なお、共同企業体を設立する場合、代表者の出資比率は最大でなければならない。
- 4) 構成企業は、設計・施工業務、運営業務の全部又は一部を請負又は受託するものであること。
- 5) 構成企業は、複数の業務を行うことができるものとするとともに、入札参加者は、構成企業の企業名並びにそれらが携わる業務について明らかにすること。
- 6) 構成企業は、他の入札参加者の構成企業として参加できないものとする。
- 7) 構成企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の入札参加者の構成

企業となることを認めない。「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。(以下同じ。)

(1) 資本関係がある場合

以下の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。

① 親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係がある場合

以下の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他すべての役員を指す。

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条第 1 項又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

8) その他上記 7) の(1) 又は(2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者についても他の入札参加者の構成企業となることはできない。

9) 同一入札参加者が複数の提案を行うことはできない。

### 3.2 入札参加者の入札参加資格要件

1) 共通の入札参加資格要件

構成企業は、以下の資格要件を満たさなければならない。

(1) 令和 8・9 年度我孫子市入札参加資格者名簿に登録された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定による制限を受ける者でないこと又は同条第 2 項の規定により現に資格停止の処分を受けていないこと。

(3) 我孫子市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成 15 年訓令第 8 号）第 2 条第 1 項の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと及び我孫子市入札契約に係る暴力団対策措置要綱（平成 27 年告示第 84 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく措置要件該当者であると認められた者でないこと。

(4) 対象事業に適正な技術者を配置できること。

(5) 過去 6 月以内に手形又は小切手の不渡りがないこと及び手形交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分の日から 2 年を経過していること。

(6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続き開始の申立てに係る株式会社にあつては、同法第 41 条第 1 項の規定による更生手続き開始決定がなされていること。

- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てに係る債務者にあつては、同法第 33 条第 1 項の規定による再生手続開始決定がなされていること。
- (9) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者でないこと。
- (10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過していない者でないこと。
- (11) 役員等（参加者が個人である場合には当該個人を、参加者が法人である場合には当該法人の役員又は当該法人の支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。
- (12) 過去 3 月以内に我孫子市から契約解除をされた者でないこと。
- (13) 過去 1 年間に市発注の工事の成績について通知を受けた者にあつては、当該工事の成績に 60 点未満のものがないこと。
- (14) 清算中の株式会社である民間事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされた者でないこと。
- (15) 本事業に関し本市より「我孫子市リサイクルセンター整備運営事業発注支援業務委託」を受託する者、当該業務を受託している者と本業務において提携関係にある者又はこれらの者と資本若しくは人事面で関連がある者でないこと。

本業務に関し、本市より当該業務を受託している者及び提携関係にある者は以下のとおりである。

- ・国際航業株式会社
- ・はぜのき法律事務所

- (16) 実施方針（案）の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について本市が設置する選定委員会の委員に対して、接触等の働きかけを行った者でないこと。

## 2) 設計・施工に関する入札参加資格要件

構成企業のうち、建設工事請負事業者として、以下の(1)から(3)までの各項の要件を満たす企業が含まれること。また、建築物の設計、建築物の施工、プラントの設計・施工の工種ごとに配置できる専任の監理・管理技術者を有すること。

なお、(1)から(3)までのうち、複数の項の要件を満たす者は当該複数の項の業務に当たる者を兼ねることを可能とする。

### (1) 建築物の設計を行う企業

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

### (2) 建築物の施工を行う企業

- ① 令和 8・9 年度我孫子市入札参加資格者名簿の「建設工事」の業種コード「020（建築一式工事）」に登録があること。
- ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 建築物の施工を主に行う企業は、最新の経営事項審査総合評定値通知書の建築一式工事の総合評定値が 1,000 点以上であること。
- ④ 本工事の配置予定技術者として、建設業法における建設工事に関わる監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること（参加資格審査申請書類の提出時点で入札参加者が配置予定技術者を特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者としてすることができる。）。

(3)プラントの設計・施工を行う企業

- ① 令和 8・9 年度我孫子市入札参加資格者名簿の「建設工事」の業種コード「280（清掃施設工事）」に登録があること。
- ② 建設業法の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ プラントの設計・施工を行う企業は、最新の経営事項審査総合評定値通知書の清掃施設工事の総合評定値が 1,000 点以上であること。
- ④ 本工事の配置予定技術者として、建設業法における清掃施設工事に関わる監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること（参加資格審査申請書類の提出時点で入札参加者が配置予定技術者を特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者としてすることができる。）。
- ⑤ プラントの設計・施工を行う企業は、過去 10 年以内に、地方公共団体（一部事務組合、広域連合を含む。）が発注し、完成引渡が済んだ以下の要件を満たす「マテリアルリサイクル推進施設」の元請けとして施工した実績がそれぞれ 1 件以上あること（単独施設だけではなく複数種の設備を有する施設の組み合わせでも可能）。なお、共同企業体での施工の場合は、代表者としての施工実績であること。
  - ・ 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設（破碎、金属選別設備を有する）
  - ・ 資源物処理施設（びんの選別設備を有する）
  - ・ 資源物処理施設（かんの選別、圧縮設備を有する）
  - ・ 資源物処理施設（ペットボトル又はプラスチック製容器包装の選別、圧縮、梱包設備を有する）

3) 本施設の運営を行う企業

構成企業のうち、本施設の運営業務を担当する企業は、以下の要件を満たすこと。また、本施設の運営業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも 1 者以上が以下各号における要件を満たすこと。（特別目的会社を設立する場合は「少なくとも 1 者以上」を「構成員又は協力企業のうち少なくとも 1 者以上」に読み替える。）

- (1) 令和 8・9 年度我孫子市入札参加資格者名簿の「委託」の大分類コード「08（施設等運転管理他）」のうち中分類コード「01（施設の運転・管理）」に登録があること。
- (2) 地方公共団体（一部事務組合、広域連合を含む。）が所有する破碎機を含む「マテリアルリサイクル推進施設」で、2 年以上の運転実績（単年度運転委託を含む。）

を有していること。

- (3) 前項の破砕機を含む「マテリアルリサイクル推進施設」での 2 年以上の運転実績を有し、かつ 1 年以上（運転実績期間との重複を認める。）現場総括責任者の経験を有する専門の技術者を専任で配置できること。

### 3.3 入札参加資格の確認

#### 1) 入札参加資格確認基準日

入札参加資格審査申請書類の提出締切日とする。

#### 2) 入札参加資格確認基準日から事業提案書提出日の前日までに入札参加資格を喪失した場合

入札参加者の構成企業のうち、1 ないし複数企業が入札参加資格を喪失した場合は、原則として当該入札参加資格を取り消すものとする。ただし、残存企業のみで入札参加者の再構成を本市に申請し、事業提案書類の提出日までに本市が認めた場合は、引き続き有効とする。（この場合における入札参加資格確認基準日は、入札参加者の再構成を本市に提出した日とする。）

なお、当該残存企業のみで本実施方針に定める入札参加者の入札参加資格要件を満たしていることが必要となる。

ただし、代表企業が入札参加資格を喪失した場合は、当該入札参加者の入札参加資格を取り消すものとする。

#### 3) 事業提案書提出日から落札者決定日までに入札参加資格を喪失した場合

上記 2) と同様とする。（「事業提案書の提出日までに本市が認めた場合」は、「落札者決定日までに本市が認めた場合」に読み替える。）

## 4 審査手順

### 4.1 選定委員会の設置

本市は、民間事業者の審査を実施するに当たって選定委員会を設置する。選定委員会は、学識経験者、本市職員で構成し、専門的、技術的見地から提案内容の検討を行い、評価した結果を本市に報告する。

### 4.2 審査手順の概要

審査手順の各段階の内容は、次のとおりである。

なお、審査の過程において、必要と認められた場合は、入札参加者に対してヒアリング等を実施することがある。

#### 1) 入札参加資格審査

入札参加表明者から入札参加資格審査申請書類の提出があったときは、発注を主管する我孫子市環境経済部資源循環推進課長が我孫子市建設工事等入札及び契約制度検討委員会（我孫子市建設工事等入札及び契約制度検討委員会設置要綱（平成 5 年訓令第 15 号）第 1 条の規定により設置されたものをいう。）の意見を聴いて審査を行い、その結果を我孫子市入札等審査会（我孫子市入札等審査会規程（昭和 53 年訓令甲第 5 号）第 2 条の規定により設置されたものをいう。）に報告するものとする。また、入札参加表

明者に入札参加資格審査結果を通知する。

#### 2) 提案審査

入札参加者から提出された事業提案書が要求水準書を満たしているかを確認したうえで、入札参加者から提出された事業提案書を基に選定委員会で提案の総合的審査を行い、落札候補者を選定する。

なお、具体的な審査事項、審査方法については、募集要項において示す。

### 4.3 審査結果の公表

本市は選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定し、その結果を公表する。また、入札参加者に対しても通知する。

## 5 落札者決定後の手続

### 5.1 民間事業者の選定及び非選定

- 1) 本市と落札者は特定事業契約の締結のため、速やかに基本協定を締結し詳細な内容の協議と手続を行うものとする。
- 2) 民間事業者の募集、審査及び選定において入札参加者がいなかった場合には、民間事業者を選定せず、この旨を速やかに公表する。

### 5.2 落札者決定後に入札参加資格要件を喪失した場合

構成企業が、落札者決定日の翌日から事業契約締結日までに「3 入札参加者の入札参加資格審査」に規定する入札参加者が備えるべき資格要件のいずれかを満たさなくなった場合は、本市は当該構成企業を含む落札者と仮契約を締結しない、又は仮契約を解除することがある。その際に、基本協定を締結していた場合は当該協定の効力を取り消すことができるものとする。これにより、仮契約を締結しない、又は仮契約を解除しても、本市は一切の責任を負わない。ただし、落札者の申し出により、本市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り残存企業のみで落札者の再構成を行うことができるものとし、本市は変更後の落札者と仮契約を締結できるものとする。

なお、当該残存企業のみで本実施方針に定める入札参加者の入札参加資格要件を満たしていることが必要となる。

ただし、代表企業が入札参加資格を喪失した場合は、本市は当該落札者と仮契約を締結しない、又は仮契約を解除する。

### 5.3 交付金申請手続への協力

本施設は、環境省「循環型社会形成推進交付金」の対象施設であることを想定している。民間事業者は、本市が行う当該交付金の申請手続等に協力するとともに、当該交付金要綱等に適合するように本施設の設計・施工業務、関連資料の作成を行う。

## 6 著作権

応募資料の著作権は、参加表明者及び入札参加者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、本市は必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。

## 7 費用負担

書類の作成、提出、ヒアリング等応募申込に係る経費は、参加表明者及び入札参加者の負担とする。

## 第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1 想定されるサービスの水準及び仕様

民間事業者は、本事業の募集要項に示す本施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、募集要項及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、設計・施工業務及び運営業務を行う。

### 2 想定されるリスク及び分担

#### 2.1 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」等に基づき、当該リスクを最も良く管理可能な者が適正に分担することとする。

#### 2.2 想定されるリスクの分担

本市と民間事業者のリスク分担は、原則として参考資料「事業に係るリスク分担」によるものとする。

なお、詳細については、募集要項において示す。

### 3 本市による事業の実施状況の監視

#### 3.1 設計・施工期間

建設工事請負事業者は、設計・施工業務に係る図書を本市へ提出し、本市の承諾を受けるとする。また、設計・施工業務の進捗状況について、本市に定期的に報告し、承諾を受けるとする。なお、本市は必要に応じて、建設工事請負事業者に対して是正等の勧告を行うことができるものとする。

建設工事請負事業者は、設計・施工業務の進捗に併せて試運転及び引渡性能試験に関する計画書を本市に提出し、本市は同計画書の承諾を行う。引渡性能試験は本市の立会いのもと、性能保証項目について実施するものとする。

引渡性能試験実施時の環境計測等は、建設工事請負事業者の負担において、法的資格を有する第三者機関が実施する。

また、業務の監視により、設計・施工業務の実施状況や結果が、建設工事請負契約や要求水準書等で定められた条件を満たしていないと判断される場合には、本市は建設工事請負事業者に改善を要求し、対応策を提出させ、これに基づき建設工事請負事業者は必要な措置を講じるものとする。

#### 3.2 運営期間

本市は、運営事業者による運営業務の状況が要件を満たしていることを確認するために、運営業務の監視を行う。

監視に当たっては、精密機能検査結果のほか、運営事業者は施設に備えられた測定機器を用いた計測により得られたデータ等を用い、運営事業者が自主監視を行い、結果を本市

に報告するものとする。

また、本市は、必要に応じて、自らの負担で、本施設に係る追加の計測・分析、周辺環境モニタリングを行い、本施設の周辺環境への影響を調査することができるものとする。

本施設の運營業務の監視により、運營業務委託契約や要求水準書等で定められた運営状態を満たしていない、又は運転性能を十分に発揮していないと判断される場合には、本市は運営事業者に改善を要求し、改善策を提出させ、これに基づき運営事業者は、必要な措置を講じるものとする。

### 3.3 運営期間の終了時

運営期間終了時には、本市は運営事業者から提示された維持管理計画の実施状況及び運営事業者による本施設の精密機能検査の結果等を踏まえて、本施設が適切な状況となっていることを確認する。

運営事業者は、運営期間終了時に事業計画等に定めた施設性能が維持されていることについて、本市より確認を受けた上で、引継業務を行うものとする。

なお、運営期間の終了後、特別目的会社又は共同企業体を設立している場合は改修等の必要な対応に備え1年以上存続するものとする。ただし、特別目的会社又は共同企業体に代わり代表企業が対応することができるものとする。

## 第4章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と民間事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、特定事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。また、契約に関する紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

### 2 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

本事業は、令和13(2031)年3月1日に施設が供用開始され、運営業務委託契約に規定される条件に基づいて、令和33(2051)年2月28日まで運営が適切に継続される必要がある。このため、基本契約には、運営期間中に事業の継続が困難になった場合(運営事業者の経営破綻又はその懸念が生じた場合等)の責任の所在及び対応方法を明文化し、その規定に従い対応する。

特に、運営事業者がその責に帰すべき事由により債務不履行に陥った場合において、運営事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、本市は運営事業者に一定の回復期間を与えて、運営事業者の事業遂行能力の回復を待つこととする。

ただし、公共サービスの重大な遅延等が懸念される場合又は運営事業者の事業遂行能力の回復が不可能であると判断される場合には、本市は、運営事業者との運営業務委託契約を解除し、本施設の運営を行う者を新たに選定する。

### 3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

#### 3.1 法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項

本事業については、民間事業者に対して法制上及び税制上の優遇措置等を行わない。

#### 3.2 財政上及び金融上の支援等に関する事項

本事業については、民間事業者に対して財政上及び金融上の支援等を行わない。

### 4 その他の支援に関する事項

事業実施に必要な許認可に関し、本市は必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、本市と民間事業者が協議により対応策を検討する。

### 5 議会の議決

建設工事請負契約の締結に当たっては、本市議会の議決を得るものとする。

### 6 問合せ先

住 所：〒270-1121 千葉県我孫子市中峠 2274 番地 我孫子市クリーンセンター内

E-mail：abk\_shincleancenter@city.abiko.chiba.jp

宛 先：我孫子市環境経済部 資源循環推進課

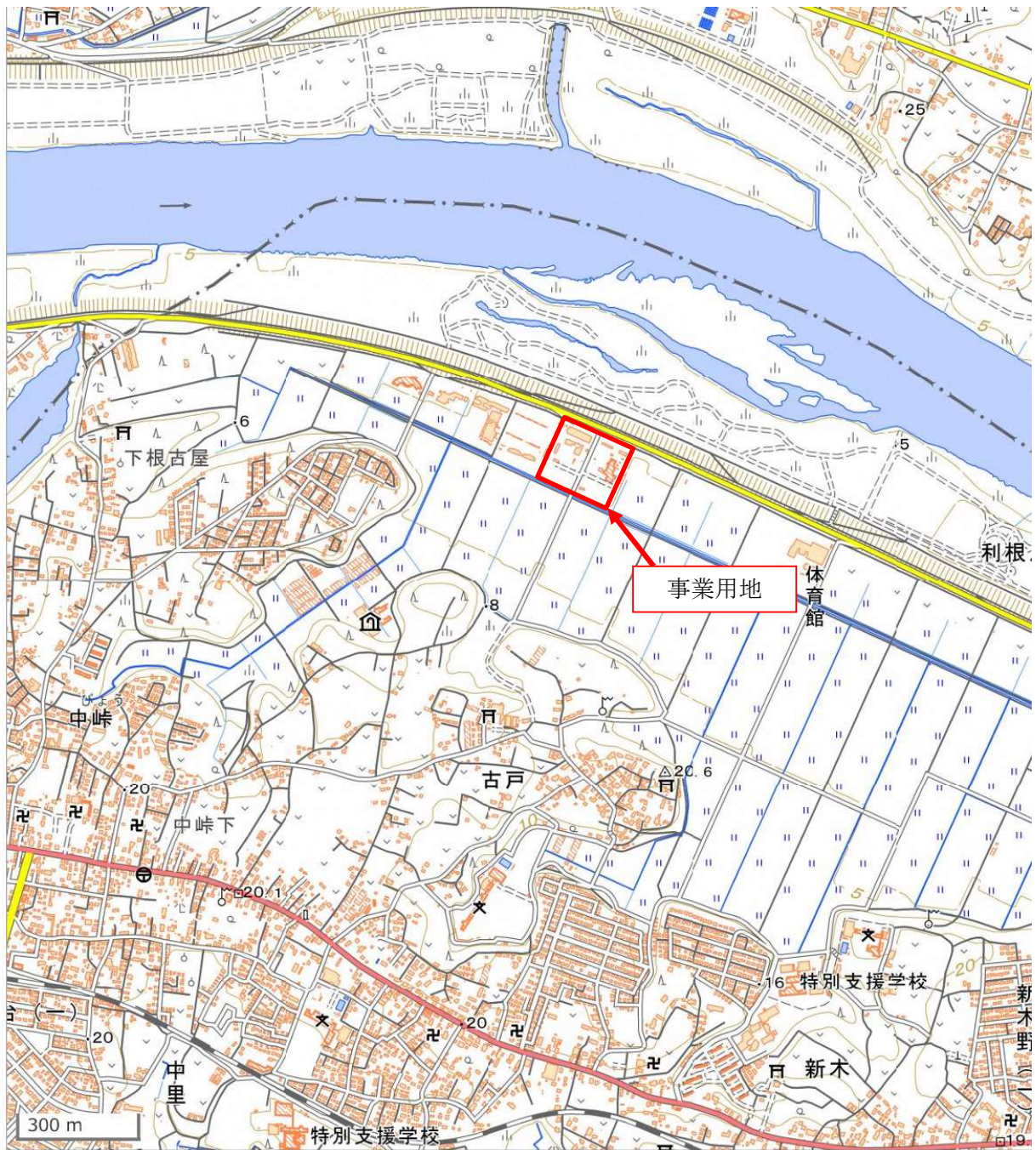
電 話：04-7188-2121 F A X：04-7187-2379

事業に係るリスク分担

(○：主分担)

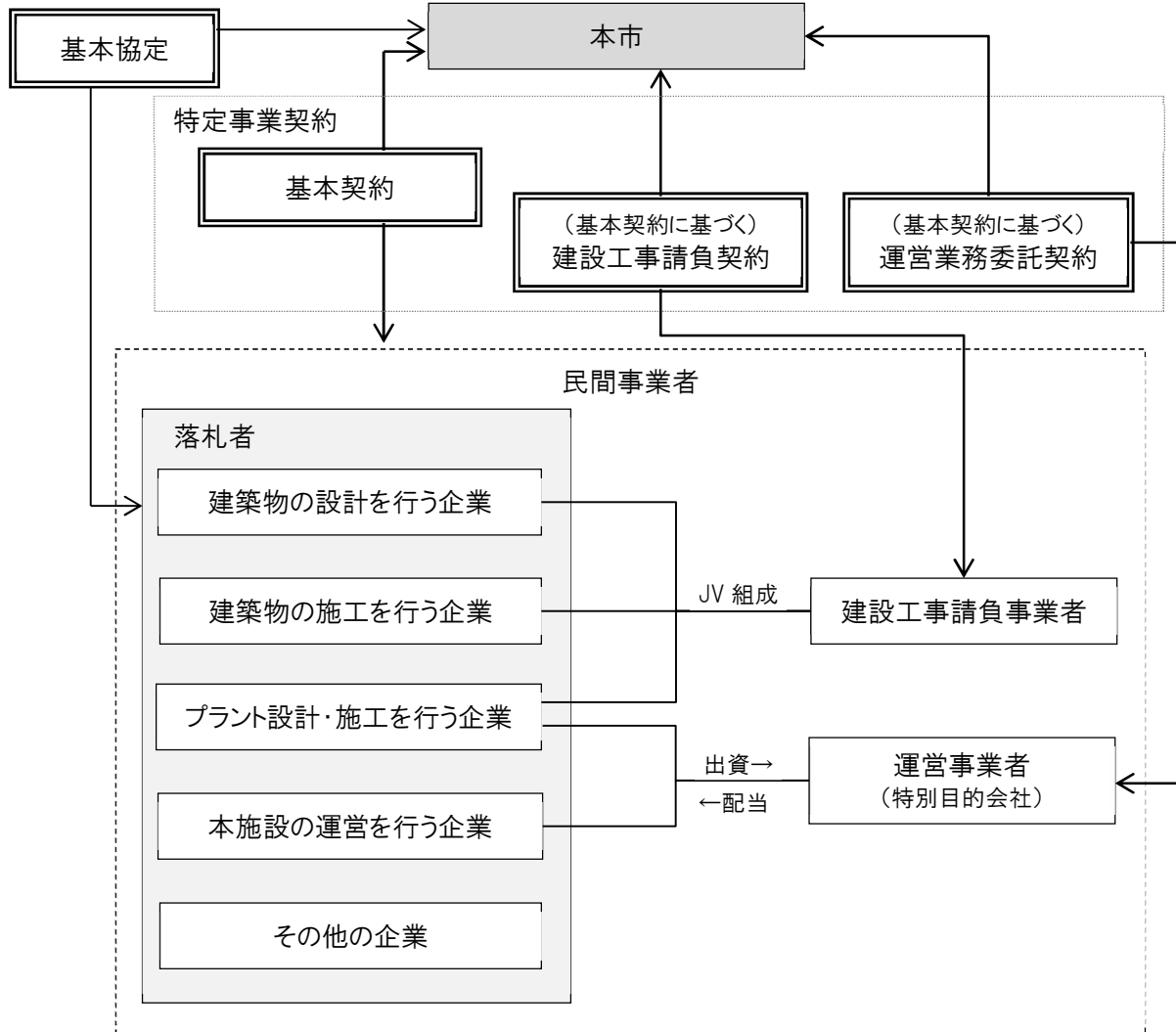
期間	リスクの種類	リスクの内容	分担		
			本市	民間事業者	
全期間	募集資料リスク	募集要項の誤り又は変更に関するもの	○		
	応募リスク	書類の作成、提出、ヒアリング等応募申込に係る経費		○	
	契約締結リスク	本市の事由による契約不調及び契約手続の遅延に関するもの	○		
		事業者の事由による契約不調及び契約手続の遅延に関するもの		○	
	制度関連	法令変更リスク	本事業に直接関連する法令・税制度の変更等に関するもの	○	
			上記以外の法令・税制度の新設・変更等に関するもの		○
		政治リスク	政策方針の転換による事業内容の変更、事業の中止等に関するもの	○	
		許認可リスク	本市が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの	○	
	事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの			○	
	交付金リスク	事業者の事由により予定していた交付金額が交付されない等による計画遅延等に関するもの		○	
		その他の事由により予定していた交付金額が交付されない等による計画遅延等に関するもの	○		
	社会環境	住民対応リスク	本市が事業者に対して提示する条件に関する住民等の反対運動、訴訟又は要望による計画遅延、条件変更、操業停止等に関するもの	○	
			事業者が実施する業務に関する住民等の反対運動、訴訟又は要望による計画遅延、条件変更、操業停止等に関するもの		○
		第三者賠償リスク	本市が実施する業務に起因して発生する事故等に関するもの	○	
	事業者が実施する業務に起因して発生する事故等に関するもの			○	
	環境保全リスク	事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音及び振動等の周辺環境の悪化又は公害防止基準等の不適合に関するもの		○	
	用地リスク	地中障害物、その他募集資料等から予見できないことに関するもの	○		
		事業用地の確保に関するもの	○		
	計画変更リスク	本市の事由による事業計画、事業内容、用途の変更に関するもの	○		
	資金調達リスク	本市が調達すべき本事業の実施に必要な資金に関するもの	○		
事業者が調達すべき本事業の実施に必要な資金に関するもの			○		
物価変動リスク	設計・施工・運営期間中の一定範囲を超える物価変動（インフレ・デフレ）に伴う事業者の経費増減によるもの	○			
	設計・施工・運営期間中の一定範囲内における物価変動（インフレ・デフレ）に伴う事業者の経費増減によるもの		○		
要求水準不適合リスク	規定する要求性能の不適合に関するもの		○		
不可抗力リスク	天災等大規模な災害及び暴動等の予測できない事態の発生による設計変更、事業の変更・延期・中断若しくは契約解除等に関するもの（一定の範囲を超えた部分）	○			
	天災等大規模な災害又は暴動等の予測できない事態の発生による設計変更、事業の変更・延期・中断若しくは契約解除等に関するもの（一定の範囲内）		○		
債務不履行リスク	本市の債務不履行、支払遅延又は当該事業が不要になった場合等に関するもの	○			
	事業者の債務不履行、事業放棄、事業破綻に関するもの又は事業者の業務内容が契約に規定した条件を満足しない場合等に関するもの		○		
事故の発生リスク	本市の事由による事故の発生に関するもの	○			
	事業者の事由による事故の発生に関するもの		○		

期間	リスクの種類	リスクの内容	分担	
			本市	民間事業者
設計段階	測量・調査リスク	本市が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う計画・仕様変更等によるもの	○	
		事業者が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う計画・仕様変更等によるもの		○
設計段階	設計変更リスク	本市の指示、提示条件の不備・変更によるもの	○	
		事業者の設計内容の不備・変更によるもの		○
施工段階	建設着工遅延リスク	本市の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	○	
		事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		○
	工事費増加リスク	本市の提示条件の不備又は指示による工事工程や工事方法の変更によるもの	○	
		事業者の事由によるもの		○
	工事遅延リスク	本市の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延等。また、本市の事由による工事の遅延に関するもの	○	
		事業者の事由による工事の遅延に関するもの		○
	試運転・性能試験リスク	試運転・引渡性能試験の結果が、性能要件を満たしていないもの		○
		試運転・性能試験（事業者実施）に要する処理対象物の供給に関するもの	○	
		試運転計画書及び性能試験計画書の不備によるもの		○
	既存施設への影響リスク	本市の帰責事由により、既存施設に影響を与えたことより生じた損害	○	
事業者の帰責事由により、既存施設に影響を与えたことより生じた損害			○	
運営段階	運営開始遅延リスク	本市の指示、提示条件の不備・変更に関するもの	○	
		上記以外の要因に関するもの		○
	運営費用増加リスク	本市の提示条件の不備又は指示による運営方法の変更によるもの	○	
		事業者の事由によるもの		○
	ごみ受入制約時の対応	事業者の事由による施設の処理不能のため、ごみの受入が制約された場合における本市の増加費用負担に関するもの		○
	ごみ量変動リスク	施設許容量以内のごみの受入・処理に関するもの		○
		施設許容量を超過するごみの受入・処理に関するもの	○	
	ごみ質変動リスク	計画ごみ質から著しく変動した場合の処理に関するもの	○	
	不適物処理リスク	搬入される不適物の処理に関するもの	○	
	資源物の質の保持	事業者の事由（設備や運転員の選別の不具合等）により、要求水準書で定められた資源化物の質を満たさなかった場合		○
事業者の責によらない事由により、要求水準書で定められた資源化物の質を満たさなかった場合		○		
資源化、最終処分先の受入停止・制限	事業者の事由により、資源化、最終処分先の受入停止、制限が発生するもの		○	
	事業者の責によらない事由により、資源化、最終処分先の受入停止、制限が発生するもの	○		
災害廃棄物処理リスク	災害廃棄物等により処理対象物の量・質が変動した場合の費用変動	○		
本施設の契約不適合リスク	契約不適合責任期間中における施設の設計・施工上の契約不適合に関するもの		○	
事業終了時	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	事業終了時の諸手続きに係るリスク	本市の帰責事由による事業終了時の諸手続きに係る費用増大 事業者の帰責事由による事業終了時の諸手続きに係る費用増大	○	○



出典：国土地理院（電子国土 Web）を参考に作成

< 特別目的会社が運営事業者となる場合 >

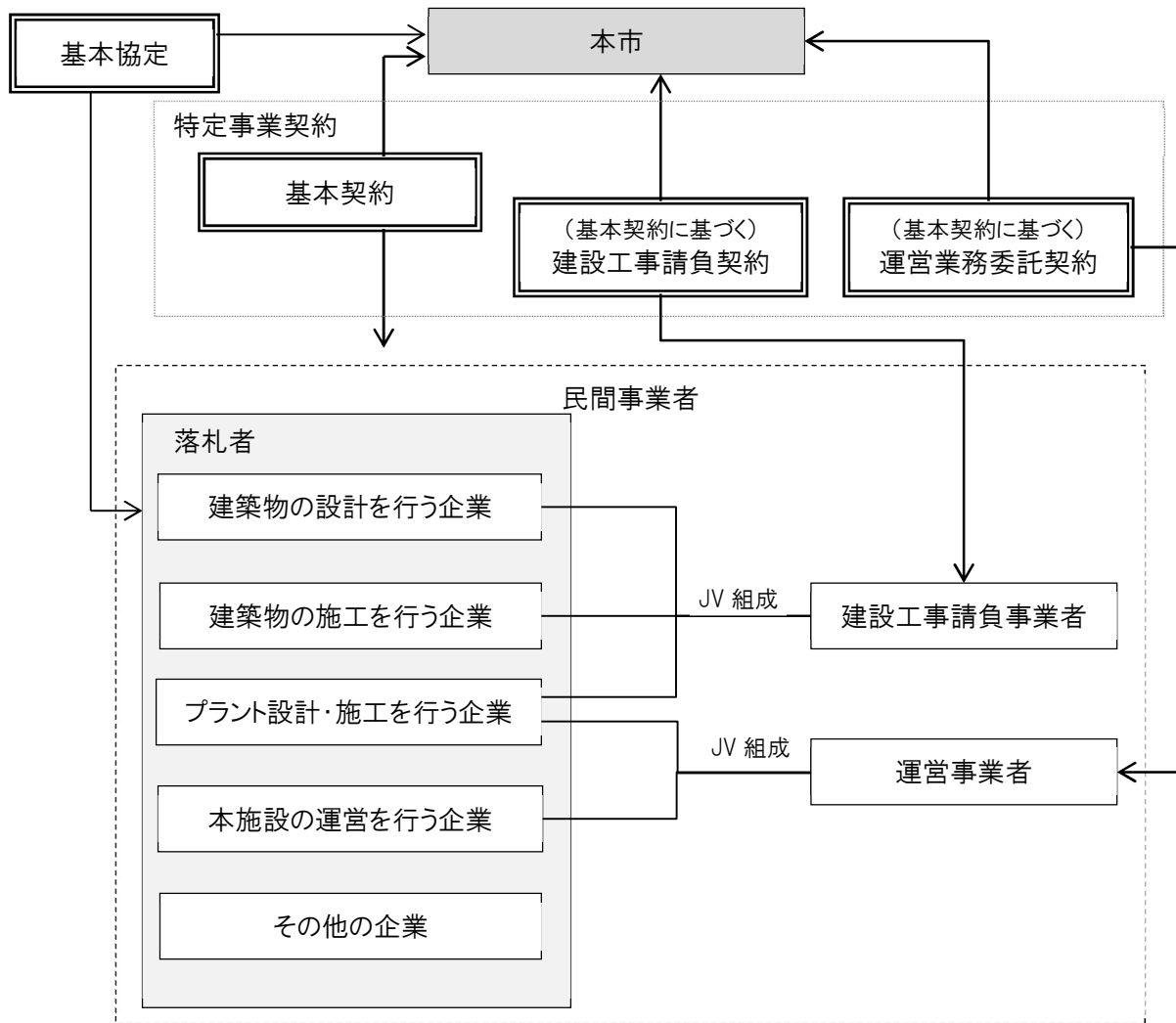


※上記事業スキームは一例であり、第2章 3 入札参加者の入札参加資格審査を満たす事業スキームの提案は可とする。

※その他事業者とは、設計・施工に関する資格要件又は本施設の運営を行う企業の資格要件を満たさないが、本施設の設計・施工又は運営において、何らか業務を実施するもので民間事業者の一員である企業をいう。

※特別目的会社の設置については、詳細を募集要項に示す。

< 共同企業体が運営事業者となる場合 >



※上記事業スキームは一例であり、第2章 3 入札参加者の入札参加資格審査を満たす事業スキームの提案は可とする。

※その他事業者とは、設計・施工に関する資格要件又は本施設の運営を行う企業の資格要件を満たさないが、本施設の設計・施工又は運営において、何らか業務を実施するもので民間事業者の一員である企業をいう。